

農地法第 3 条許可申請に係る留意事項について

農地を耕作することを目的に、他人の農地の所有権を取得し、または他人の農地に貸借権を設定する場合は、農地法第 3 条に規定する許可が必要となります。

農地法第 3 条に規定する許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。

- 申請農地を含め、譲受（借）人が所有または借りている農地の全てを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- 農地所有適格法人の場合は、その要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
 - ※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第 2 条第 3 項の要件を満たす法人をいいます。
- 譲受（借）人またはその世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- 譲受（借）人の住所から申請農地までの距離（通作距離）が、農業用機械の保管、運搬方法、交通事情等を総合的に考慮し、合理的に通作可能な距離（概ね 1 時間程度で通える距離）であること。

提出書類（必ず提出いただくもの）※裏面の提出書類も確認してください。

チェック欄	書類	所有権移転	賃・使用 貸借権設定	発行部署等	通数
	農地法第 3 条の規定による許可申請書	提出	提出	—	3
	農地法第 3 条の規定による許可申請書（別添）	提出	提出	—	1
	申請農地の登記事項証明書 （受付日から 3 か月以内のもの）	提出	提出 （後継者への一括使用 貸借権設定 以外の場合）	法務局	農地毎 1
	譲渡（貸）人の固定資産証明書または固定資産税納税通知書中の課税明細書の写し	—	提出 （後継者への一括使用 貸借権設定 の場合）	市役所 税務課	1
	貸借契約書の写し （契約書自体は 2 通作成）	—	提出	—	1

- 申請の締切は毎月 10 日（当該日が土、日曜日の場合は翌月曜日、祝祭日の場合は翌日）です。
なお、締切日近くは窓口が混み合いますので、あらかじめ早めの相談、申請をお願いします。
- 分筆登記が必要な申請は、できるだけ分筆登記をされた後に申請をされるようお願いいたします。
- 譲渡（貸）人が死亡し、相続が発生している場合は、できるだけ相続登記をされた後に申請をお願いします。相続登記がされていない場合、相続人全員からの申請書提出が必要となります。
- 申請農地に抵当権や仮登記等の登記がされている場合、当該抵当権者等からの同意書が必要となります。登記が抹消できる場合は、できるだけ抵当権等の抹消登記をされた後に申請をされるようお願いいたします。
- 所有権移転の場合は、許可指令書を用いて、所有権移転登記を法務局に行ってください。

提出書類（場合によって提出いただくもの）

チェック欄	書類	必要な場合	発行部署等	通数
	耕作証明書	譲受（借）人が陸前高田市外に農地を所有している場合	農地所在地 農業委員会	1
	農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）	譲受（借）人が農地所有適格法人の場合	—	1
	営農計画書及び土地利用計画	譲受（借）人が法人、新規就農者、または初めて陸前高田市の農地の権利を取得する場合等	—	1
	定款または寄附行為の写し（原本証明があるもの）	譲受（借）人が法人の場合	—	1
	法人の登記事項証明書		法務局	1
	抵当権者等の同意書	申請農地に抵当権や仮登記等の登記がされている場合	当該 抵当権者等	1
	住民票謄本または抄本	譲受（借）人または譲渡（貸）人の住所が陸前高田市外の場合	住所地 市町村	1
		譲渡（貸）人の住所と登記事項証明書上の住所が違う場合		1
	戸籍謄本または抄本	譲渡（貸）人の氏名と登記事項証明書上の氏名が違う場合	本籍地 市町村	1
	相続人全員からの申請書 ※ 農地法第 3 条許可申請書とは別途、相続人全員の申請印が押印されている申請書を作成され、農地法第 3 条許可申請書に貼付の上、相続人全員の契印を押印ください。	譲渡（貸）人が死亡している場合	—	3
	相続人であることが確認できる戸籍（除籍）謄本		本籍地 市町村	戸籍毎 1
	地積測量図	申請以降に分筆登記を行わざるを得ない場合のみ	土地家屋 調査士	1

問い合わせ先 陸前高田市農業委員会事務局
〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地
電話 0192-54-2111
FAX 0192-54-3888
電子メール noui@city.rikuzentakata.iwate.jp